修 正 後

修 正 前

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)~(4) 略
 - (5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それ ぞれの責任と役割分担に基づき、住みよい まちとするために、協力し行動することを いう。

(認定)

- 第4条 市長は、次のいずれにも該当する団 体を、協議会として認定することができる。 $(1)\sim(4)$ (略)
- 2 (略)
- 3 <u>協議会の認定を受けようとする団体は、</u> 規則で定める書類を添えて申請書を市長に 提出するものとする。

(活動)

- 第5条 協議会は、第1条の目的を達成する ために、地域特性を活かし、地域の課題解 決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体 的にまちづくりに取り組むものとする。
- 2 協議会は、<u>前項に規定する活動</u>について、 地域の市民との情報共有を行うものとす る。
- 3 協議会は、地域の市民がまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、<u>協議会構成員の活動内容を理解し、</u>ネットワークの構築を行うものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) \sim (4) 略
 - (5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それ ぞれの責任と役割分担に基づき、住みよい まちとするために、協力し行動することを いう。なお、新しい価値や事業等の創造・ 構築段階から協働で取り組む共創の考え 方も含む

(認定)

- 第4条 市長は、次のいずれにも該当する団 体を、協議会として認定することができる。 $(1)\sim(4)$ (略)
- 2 (略)
- 3 第1項に規定する認定に関する手続は、市長が別に定める。

(活動)

- 第5条 協議会は、第1条の目的を達成する ために、地域特性を活かし、地域の課題解 決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体 的にまちづくりに取り組むものとする。
- 2 協議会は、<u>活動</u>について、地域の市民と の情報共有を行うものとする。
- 3 協議会は、地域の市民がまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、<u>それぞれの活動内容を理解し、</u>ネットワークの構築を行うものとする。